

Aoba-Japan International School (光が丘キャンパス) School Bus Safety Rules and Guidelines

A-JISは全ての子供たちの安全を最優先に考えています。円滑で、安全なスクールバスの運行のため、スクールバスを利用する全生徒に以下の規則が適用されます。バス利用に際し、必ずご一読ください。

1. スクールバス利用上の注意事項

- バス停では、安全の為に注意を払って行動し、公道で待つこと。
- 常に礼儀正しく節度ある行動を持ってバスに乗降すること。
- 授業終業後、生徒は迅速に指定のバスに乗車し、規律正しく着席してバスの発車を待つこと。

バスルート、バス停の変更

- スクールバスを利用する生徒は、朝・午後それぞれ登録したバス以外に乗車することは出来ません。
- 朝は、指定されたバス停留所以外の乗車、曜日やスポットでのバスルート及びバス停の変更はできません。必ず登録されたバス停でのご利用をお願い致します。
- 午後は、事前連絡がある場合のみ、指定されたバスルート内でのバス停の変更が可能です。曜日やスポットでバス停を変更する場合は、当日午前10時までに必ず学校にご連絡ください。

バス出発時間について

- バスは、指定時間の1分を過ぎると出発します。早めにご集合ください。

連絡方法

- バス添乗員およびドライバーへの口頭での欠席、No busの連絡はお受けできません。必ず学校に直接ご連絡ください。

光が丘キャンパス

A-JIS Front Office attendance@aobajapan.jp / 03-4578-8832

- 午後バスを利用しない場合は、当日の午後12時までに連絡が必要です。後日連絡フォームを共有いたします。
- 午後5時以降の緊急のご連絡の場合、直接バスまでお願い致します。尚、午後5時以前のお電話はお受けしかねますのでご了承ください。

A bus 090-1035-5760

E bus 090-6712-5178

B bus 090-1035-6708

F bus 090-1880-4020

C bus 090-1030-6744

G bus 070-3529-3971

D bus 090-3204-6143

J bus 090-6712-5032

K3-K5の生徒

- 必ずバス停までの送迎をお願い致します。G1以上は、付き添いなしで帰宅できますが、お申し出があった場合は保護者への受け渡しを行います。
- 指定されたバス停留所からご自宅までの送迎は、保護者の責任で行ってください。
- 発車時刻を1分過ぎてもお迎えがない場合、降車させずに学校に戻ります。学校までお迎えをお願い致します。

その他

- 学校訪問者、保護者はスクールバスに乗車することはできません。
- バースデーパーティーやスプリングカーニバルドネーション等の荷物につきましては、運行上バスアテンダントが預かりすることはできません。お子様が手荷物として座席に持ち込める範囲でのご対応をお願い致します。

2. バス内のルール

- 前を向いて、きちんと座ること。
- 常にシートベルトを着用すること。
- 持ち物は座席の下もしくは膝の上に置き、バス内の通路には物を置いたり、体の一部を出さないこと。
- 生徒は窓の開閉はしないこと。
- 静かに話すこと。ドライバーは安全運行のために運転に集中しています。けんかをしたり、叫んだりしないこと。
- 礼儀正しい、丁寧な言葉遣いをすること。
- バス内に私物を残さないこと。
- 水以外の飲食は禁止です。食物アレルギーやアナフィラキシーをもつ生徒・ドライバー・アテンダントを守ると共にバス内の衛生を保ちます。
- ヘッドフォンを使用し、他の生徒に迷惑をかけない範囲で、電子機器の利用を認めます。ただし、ドライバーやアテンダントが話をするときには、その使用を中止すること。
- バス内での電子機器の貸し借りおよびインターネット共有は禁止です。
- 携帯電話の使用は、アテンダントの許可がある場合のみ認めます。
- 常にドライバーとアテンダントの指示に従うこと。

上記のことが守られず、注意しても言動が改善されない生徒については、保護者や教員へ報告の上、スクールバスの利用をお断りする場合があります。

バスの行動に関する教師のサポートとフォローアップ

1. 生徒に問題行動があった場合、バスアテンダントより報告があります。レポートを受け取ると、教師は当該生徒と話し合い、生徒がその問題に対処できるように話し合います。保護者もこのレポートを受け取ります。
2. バスでの行動に関する2回目の報告を受けると、生徒とご家族は、バスのルールを再確認し、ルールを守れなかった場合に起こりうる結果について話し合います。
3. 3回目の報告を受けた場合、保護者とミーティングを設け、生徒の行動をサポートするために、私たちがどのようにサポートできるかを話し合い、行動改善に繋がるよう行動計画を作成します。
4. 4回目の報告を受けた場合、キャンパス長が、当該生徒のバスの乗車停止をお知らせすることがあります。生徒の観察期間を設け、行動の改善が見られた事を確認後、バスの利用を再開できるようになります。